

宇城広域連合公告第3号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に準じて、新ごみ処理施設整備工事及び運営事業に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成30年10月9日

宇城広域連合長 守田憲史

- 1 宇城広域連合新ごみ処理施設整備工事・運営事業実施方針 別冊